

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険の資格・給付管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

立科町は、国民健康保険の資格・給付管理事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

立科町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付管理事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。</p> <p>・医療給付の審査・支払に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務</p> <p>※国民健康保険法第45条第5項等、同法113条の3及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、長野県国民健康保険団体連合会へ委託する業務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保総合システムは、国保連合会に設置される国保総合システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合システム用PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、レセプト情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表の第44項、第135項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44</p> <p>・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠): 69、70、71、160の項 (情報提供の根拠): 2、3、6、9、13、16、19、27、38、42、48、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、158の項 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条、第10条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課福祉係
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	立科町 企画課 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532 0267-88-8403
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	立科町 町民課 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532 0267-88-8405
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	<p>基幹事務システムへのアクセスは生体認証とパスワード認証により制限され、担当業務を超えた操作や業務に必要な範囲の閲覧は不可。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月21日	I-1-②事務の概要	(追記)	・医療給付の審査・支払に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ※国民健康保険法第45条第5項等、同法113条の3及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、長野県国民健康保険団体連合会へ委託する業務	事前	
平成29年3月21日	I-1-③システムの名称	(追記)	国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保総合システムは、国保連合会に設置される国保総合システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合システム用PCで構成される)	事前	
平成29年3月21日	I-5-②所属長	町民課長 青井 義和	町民課長	事後	
平成29年3月21日	I-7請求先	立科町 総合政策課	立科町 企画課	事後	
令和1年6月28日	I-7請求先	0267-56-2311	0267-88-8403	事後	
令和1年6月28日	I-8連絡先	0267-56-2311	0267-88-8407	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I-1-②事務の概要	(追記)	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p>	事前	
令和4年3月15日	I-1-③システムの名称	(追記)	医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和4年3月15日	I-3法令上の根拠	(追記)	国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和4年3月15日	I-5-①部署	町民課環境保健係	町民課住民係	事後	
令和4年3月15日	II-1対象人数	平成27年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II-2取扱者数	平成27年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8項	事後	
令和4年3月15日	I-8連絡先	0267-88-8407	0267-88-8404	事後	
令和4年3月15日	II-2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和4年3月15日	II-2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II-1対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II-2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和7年8月21日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表の第44項、第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【オンライン資格確認の準備業務】 番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和7年8月21日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠): 42.43.44の項 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78, 80,87,88,93,97,106,109,120の項	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠): 69、70、71、160の項 (情報提供の根拠): 2、3、6、9、13、16、19、 27、38、42、48、69、83、87、111、115、116、 125、131、137、 141、145、158の項 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条、第10条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 施行規則第2条第13項 【オンライン資格確認の準備業務】 <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和7年8月21日	I-5-①部署	町民課住民係	町民課福祉係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月21日	I-8連絡先	立科町 町民課 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532 0267-88-8404	立科町 町民課 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532 0267-88-8405	事後	
令和7年8月21日	II-1対象人数	令和4年3月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月21日	II-2取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和7年8月21日	II-2取扱者数	令和4年3月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月21日	IV-8人手を介在させる作業	項目なし	新規記載	事後	
令和7年8月21日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規記載	事後	